

令和 8 年度第 10 回（令和 8 年 8 月 19 日）庁議提案

□審議 ☒報告 □その他

担当部・課：産業部商工課〔内線 3522〕

1 件名

産業競争力強化法の一部改正に伴う石巻市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の整理について

2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）**【背景】**

石巻市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例については、信用保証協会が産業競争力強化法の規定に従って求償権を放棄又は譲渡しようとする場合に本市においても当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄する要件を定めている。

令和 8 年 6 月、産業競争力強化法の一部が改正されたことにより、本条例を見直す必要が生じた。

【目的】

関係法令の改正に伴い、関係する条例の一部を改正するもの。

3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性**【根拠法令： ☒有 □無】**

石巻市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成 24 年条例第 2 号）

【総合計画の位置付け： ☒有 □無】

第 4 章 多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち

第 1 節 賑わいと活気にあふれる商工業の振興

【個別計画の位置付け： □有 ☒無】**4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）**

令和 8 年 6 月 経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 29 号）の公布による産業競争力強化法の一部改正（施行期日：令和 8 年 7 月 31 日）

5 主な内容

産業競争力強化法の一部改正に伴い、石巻市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例において引用する条文の項ずれを以下の表のとおり改める。

改 正 後	改 正 前
（権利の放棄） 第 3 条 （略） （1）～（5） （略） （6） 産業競争力強化法第 2 条第 2 項に規定する特定認証紛争解決事業者による同条第 2 3 項に規定する特定認証紛争解決手続に従って策定された事業再生計画 （7）～（10） （略）	（権利の放棄） 第 3 条 （略） （1）～（5） （略） （6） 産業競争力強化法第 2 条第 2 1 項に規定する特定認証紛争解決事業者による同条第 2 2 項に規定する特定認証紛争解決手続に従って策定された事業再生計画 （7）～（10） （略）

6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

法令の改正に伴い関係条例を整理することにより、適正な運用が図られる。

【市財政への負担】

なし

7 他の自治体の政策との比較検討

同様の条例を定めている他自治体でも改正が行われる。

8 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年9月 市議会第3回定例会に石巻市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について提案
(施行予定年月日：公布の日から施行)

9 その他